広域計画改定にあたり

1　はじめに

長野地域は、四季折々の豊かな自然環境に恵まれており、善光寺平を中心に政治・経済・文化・教育等の機能が集積し、県の中核的な地域として発展してきました。

長野地域を取り巻く社会情勢は、高度情報化や国際化の進展、人口の減少と少子高齢社会の進行、安心安全な社会生活基盤の整備や自然環境の保全などに対する住民意識の高揚、価値観の多様化など大きく変化しています。

これらの課題に対応するため、関係市町村では、人口減少などの課題に向き合い、地域の連携と協働により持続可能なまちづくりを進めています。

長野広域連合は、平成 12 年 4 月 1 日、多様化した広域行政需要に適切に対応し、行政サービスの一層の充実と効率的な行財政運営を図るとともに、地方分権の受け皿として国や県からの権限移譲の受け入れ体制を整備するため、18 市町村（当時）により発足し、広域行政の一翼を担ってきました。

今後、長野広域連合は、地方創生の流れを踏まえ、関係市町村の特性を活かし、相互に連携を図りながら広域行政を推進し、長野地域の将来を見据えた一体的な振興・発展を目指します。

2　長野地域の概要

長野地域は、長野県の北部に位置する 9 市町村で構成されており、県全体の 11.5％に当たる 1,558.00 平方キロメートルの面積を有しています。その範囲は、東西約 56 キロメートル、南北約 50 キロメートルのほぼ円形に包含される地域です（図表 1 参照）。

また、緑豊かな山々と自然の宝庫である高原や、千曲川及び犀川などの水量豊富な河川は、山里の自然環境とともに固有の風土を生み出し、それらに育まれた多くの優れた歴史遺産や伝統文化は、当地域の特色ある産業の基盤にもなっています。

なお、長野地域の令和 7 年の人口規模は約 51 万人を擁しており、県全体の約 26 パーセントに当たります。将来推計人口では、2040 年まで増加する 65 歳以上の人口はその後減少に転じますが、総人口の減少がそれ以上に進むため、ますます少子・高齢化が進んでいくと推計されています（図表 2、図表 3 参照）。

図表 1　長野広域連合を組織する関係市町村

長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町

他方で、通勤・通学、買い物など住民の日常生活や経済活動が市町村の区域を越えて広がっており、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中にあって、長野地域にも、持続可能で個性豊かな地域社会を形成していくことが求められています。

3　長野広域連合の沿革

長野広域連合の前身である「長野広域行政組合」（平成 5 年名称変更）は、昭和 46 年に設立された「長野地域広域市町村圏協議会」を母体とし、昭和 51 年には「長野地域広域行政事務組合」として設置され、一部事務組合の統合を重ねながら、広域行政の推進を図ってきました。

このような中、平成 9 年には、関係市町村の助役で構成する「長野地域広域行政推進研究会」を設置し、広域連合等の調査研究を進めることとしました。

平成 11 年 8 月の関係市町村長会議において、研究会から広域連合の設置についての最終報告がなされ、広域連合設置の基本的事項の合意を得ました。

平成 12 年 4 月 1 日、広域行政の充実と地方分権の受け皿づくりのため、「長野広域連合」が発足しました。

平成 15 年 9 月の更埴市、上山田町、戸倉町の合併による千曲市の誕生や平成 17 年 1 月の大岡村、豊

野町、戸隠村、鬼無里村の長野市への編入合併、同年 10 月の牟礼村、三水村の合併による飯綱町の誕生、更には平成 22 年 1 月の信州新町、中条村の長野市への編入合併により、関係市町村数は、発足当時の 18 市町村から、9 市町村となっています。

図表２　長野地域関係市町村別面積・人口・世帯数（実績）

市町村名	面積 (㎢)	令和３年		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年	
		人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)
長野市	834.81	370,478	157,798	367,902	158,587	364,712	159,186	361,626	159,697	358,783	160,530
須坂市	149.67	49,347	18,980	49,068	19,167	48,804	19,266	48,463	19,376	48,097	19,585
千曲市	119.79	58,558	22,232	58,209	22,351	57,932	22,550	57,599	22,766	57,255	22,943
坂城町	53.64	13,681	5,392	13,530	5,438	13,392	5,492	13,149	5,494	12,924	5,454
小布施町	19.12	10,656	3,737	10,641	3,784	10,673	3,857	10,637	3,899	10,541	3,944
高山村	98.56	6,481	2,319	6,395	2,357	6,293	2,344	6,169	2,335	6,111	2,328
信濃町	149.30	7,600	3,071	7,484	3,079	7,345	3,058	7,232	3,104	7,034	3,058
小川村	58.11	2,197	972	2,163	974	2,109	962	2,040	937	2,013	934
飯綱町	75.00	10,124	3,750	9,997	3,772	9,813	3,777	9,667	3,767	9,585	3,777
長野地域計	**1,558.00**	**529,122**	**218,251**	**525,389**	**219,509**	**521,073**	**220,492**	**516,582**	**221,375**	**512,343**	**222,553**
長野県計	13,561.56	2,033,357	836,821	2,020,870	844,211	2,005,274	850,049	1,989,104	855,881	1,972,243	861,519

注１）人口及び世帯数　長野県発表の毎月人口異動調査（各年 10 月 1 日現在）による
注２）面積　国土地理院発表の全国都道府県市区町村別面積調（令和 7 年 1 月 1 日現在）による

図表３　長野広域連合の将来推計人口

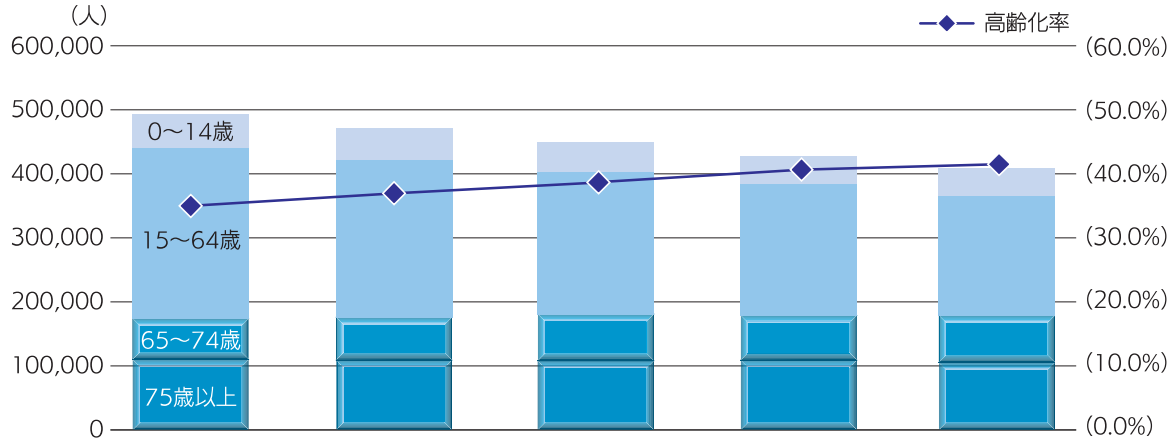

（単位：人）

年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
0 ～ 14 歳	49,336	45,617	44,058	41,895	38,721
15 ～ 64 歳	275,643	257,253	232,432	214,119	201,682
65 ～ 74 歳	65,356	68,353	74,927	73,069	61,145
75 歳以上	106,302	105,982	105,348	106,733	112,829
総人口	**496,637**	**477,205**	**456,765**	**435,816**	**414,377**
高齢化率	(34.6%)	(36.5%)	(39.5%)	(41.3%)	(42.0%)

国立社会保障・人口問題研究所：将来推計人口（令和 5 年推計）

4　広域計画について

長野広域連合「広域計画」は、平成 13 年 3 月に、広域連合を組織する市町村やその住民に対して、広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示すとともに、広域連合や関係市町村が役割分担を明確にし、計画的に事務処理を行っていくための指針として策定しました。平成 17 年度にはこの広域計画を見直し、以後、5 年ごとに広域計画の見直しを行っています(*1)。

なお、長野広域連合規約第 5 条には、関係市町村が共同して処理する事務事業について広域計画の記載

項目(*2)として定められています。

広域計画は、長野広域連合が担う事務事業について、その「経緯」、「現状と課題」を明らかにし、事務処理の指針として「今後の方針と施策」を示します。

なお、国をはじめ、長野県においても「長野県 ＳＤＧｓ未来都市計画」を策定し2030年までに「持続可能な社会」を実現するための世界共通の17の目標（持続可能な開発目標：ＳＤＧｓ）の推進に取り組んでおり、関係市町村でも施策とＳＤＧｓとの関連付けが進められています。長野広域連合においても、長野地域の振興、福祉及びごみ処理施設の運営など持続可能な地域社会の創造の一端を担っており、積極的なＳＤＧｓの取組が望まれるため、本計画においてＳＤＧｓとの関連を示すこととします。

＊1　広域計画策定・見直し経緯

区　分	策定年度	計画期間
初回策定	平成12年度	～17年度
見直し①	平成17年度	平成18～22年度
見直し②	平成22年度	平成23～27年度
見直し③	平成27年度	平成28～令和2年度
見直し④	令和2年度	令和3～7年度
見直し⑤（今回）	令和7年度	令和8～12年度

＊2　長野広域連合規約（第5条）では、広域計画に記載する項目を以下のとおり定めています。

① 長野地域の振興整備のための事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
② 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること。
③ 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること。
④ 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
⑤ 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
⑥ ごみ焼却施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること（既存の施設に係る事務及び小布施町を除く。）。
⑦ 職員の共同研修に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
⑧ 広域的な課題の調査研究に関すること。
⑨ 広域計画の期間及び改定に関すること。

広域連合が処理する事務（長野広域連合規約第4条）は、上記の①から⑧までの項目です。

5　広域計画の期間及び改定に関すること

新たな広域計画の期間は、原則として、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、計画期間が満了するまでに現状や課題等に変化があった場合には見直しを行うこととします。

新たな事務の追加など変更の必要が生じた場合には、広域連合議会の議決を経てこの計画を改定することとします。